

ポパイ・ザ・セーラー・マン!!

「何言ってんだ。べらぼうめ」と大声で怒鳴り。「ポパイ・ザ・セーラー・マン」「ポパイ・ザ・セーラー・マン」と続ける。昔、子供二人はそれなりに喜んだ?。今、孫二人も「目を輝かせて?」聞いている。



(竹内)

消費税インボイス制度Q&A

令和5年10月1日より、消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、適格請求書発行事業者のみが「適格請求書(インボイス)」を発行することができるようになります。原則として、この適格請求書を受領・保存しておかなければ、消費税の仕入税額控除を受けることができなくなります。

適格請求書発行事業者になるためには、事前の登録申請が必要で、この申請受付が令和3年10月1日より開始されます。

国税庁ホームページにおいて、このインボイス制度についてよくある質問をまとめたQ&Aが公表されていますので、いくつか抜粋いたします。

Q1 登録申請書の提出は、令和3年10月1日から行うことができるのですが、インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

A1 インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください。(個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。)

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書(以下「課税選択届出書」といいます。)を提出し、課税事業者となる必要がありますが、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。

Q2 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

A2 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方(課税事業者に限ります。)から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

(大寺)

10月の税務

■10月12日

1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■10月15日

2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

■11月1日

3 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

4 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

6 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

7 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

8 消費税の年税額が4800万円超の7月、8月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)・消費税・地方消費税)

■10月中において市町村の条例で定める日

9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※税理士相互扶助の日…10月26日

徳島県最低賃金が変わります。

令和3年10月1日から

時間額 **824** 円 (28 円 UP)



- * パート、アルバイトの方(学生)もすべての人に適用されます。
- * 一部の人(特定の製造業等)には、例外があります。
- * 不明な点は、当事務所、徳島労働局労働基準部賃金室(TEL088-652-9165)または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(徳永)

10月の社会保険労務

11月1日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月~9月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
労働保険料の納付<延納第2期分>(郵便局または銀行)
有期事業概算保険料延納額<8月~11月>の納付
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
労災年金受給権者(7月~12月誕生月の者)定期報告

- ※ 社会保険労務士制度推進月間
全国労働衛生週間(1日~7日)
高年齢者雇用支援月間
中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
健康強調月間



税務 Q&A

減価償却資産の判定単位って？

使用可能期間が1年以上で、かつ取得価額が10万円以上のものは、減価償却資産として資産に計上しなくてはなりません。この取得価額が10万円以上であるかどうかの判定は、通常1単位として取引されるその単位、つまり、機械装置については1台又は1基ごとに、工具器具備品については1個又は1組ごとに判定します。

応接セット1組10万円の場合、テーブル、ソファをそれぞれ区分して10万円以上かどうかではなく、1セットで10万円以上であれば減価償却資産に計上しなくてはなりません。

ブラインドやカーテンなども、1枚単位ではなく、1室単位で判定することになります。

(岸上)

資産税係

相続税の税務調査①

税務署は、全国の金融機関を調査することができます。

調査権限は法律で規定されており、金融機関は預金残高や取引履歴の開示を拒むことはできません(国税通則法第74条の3)。

金融機関は法律上、取引履歴を10年間保管しなければなりません。ですから税務署は、被相続人の取引していた金融機関を把握すれば、10年分の預金の移動はいつでも調べられます。預金の引き出しや振替などは、税務署にはすべて分かったと言っていいでしょう。



ただし、実際の税務調査の現場で、税務署が最初から金融機関の情報を知っているとは言いません。知らないふりをする事で、相続人がごまかすつもりだと分かれば、重加算税の対象にすることができるとです。当然、延滞税も課されます。さらに、配偶者がごまかしていた場合には、配偶者控除の対象外になります。また、よほど悪質な場合には、刑事告発され、懲役又は罰金に処せられる可能性があります。

(坂田)

電子帳簿保存法の改正①

電子取引の制度

取引先から電子メールで請求書等データが届き、印刷して紙で保存をしているということはありませんでしょうか？

今まではこの方法は認められてきましたが、令和4年1月1日からはこの方法は認められず、データのまま保存しなければならなくなりました。

これは、令和3年度の税制改正で、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律」(以下「電子帳簿保存法」)が改正されたことによるものです。

電子帳簿保存法の改正内容については色々ありますが、特に皆様に影響の大きい、電子取引の制度を中心にこれから解説していきます。

まず、電子取引の制度ですが、電子メール、インターネットのホームページからダウンロード、クラウドサービスの利用等により、請求書、注文書、契約書、送り状、領収書、見積書等を授受した場合、請求書等のデータをハードディスク、コンパクトディスク、DVD等に記録・保存しなければいけない制度のことをいいます。

また、データの保存にも、保存要件が定められており、要件を満たした保存が必要になります。

次回、保存要件について詳しく説明したいと思います。

(参考:国税庁 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問1～問4)



(孝志茜)

リスクマネジメント委員会

損害保険におけるリスクマネジメント

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

これら自然災害の発生を防ぐ事は困難ですが、備える事は可能です。そこで、今回は損害保険によって移転可能なリスク項目について紹介します。

1) 財産に関するリスク

①火災、落雷、破裂・爆発による損害 ②風災、雹災、雪災による損害 ③給排水設備事故による損害 ④車両・航空機の衝突等による損害 ⑤建物の外部からの物体の衝突等による損害 ⑥水災による損害 ⑦盗難による損害 ⑧電氣的・機械的による損害 ⑨その他偶然な破損事故等による損害 ⑩地震、噴火、津波による損害

2) 休業に関するリスク

※ 財産に関するリスクに記載している事柄が発生し休業した場合

3) 賠償責任に関するリスク

①施設事業活動遂行事故 ②生産物・完成作業事故 ③管理下財事故 ④借用不動産損壊事故 ⑤サイバー・情報漏洩事故 ⑥リコール事故

4) 労災事故に関するリスク

①従業員への法定外補償 ②使用者としての賠償責任

以上のリスクについては、全て損害保険にてリスク移転が可能になります。今一度、検討してみてもいいかもしれません。

(さくらビジネス)



医療係

新型コロナ自費検査と医療費控除

医療費控除とは、医療費控除対象の医療費のうち通常必要と認められるものが一定額を超える医療費を支払った場合、最大 200 万円受けられる所得控除の一つです。

自己判断で受けた「PCR検査」の費用は、原則、医療費控除の対象になりません。ただ、結果が“陽性”で引き続き治療を行った場合の「PCR検査」は、治療に先立って行われる診察と同様に考えられるため、その費用は医療費控除の対象となります。

自費検査を陰性証明書等の取得を目的に受ける場合、このような証明書発行費用は、医療費控除対象の医療費に該当するものではないため、医療費控除の対象になりません。一方、個人事業者が、陰性証明書等がないと得意先等と取引ができないなど、その証明書発行費用が業務上必要なものであれば、必要経費とすることができます。



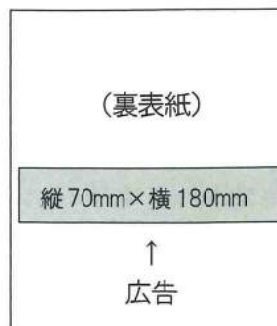
(後藤)

「さくら通信」 広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り（色は月により変化）
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。
広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

広告コーナー

株式会社 プロスパー

「たまご自動販売機」での販売開始

株式会社プロスパー(徳島市中吉野町)は、令和3年5月19日よりユニットハウス内にて自動販売機を設置し、株式会社アイ杉原が製造する生卵の販売を開始しました。

営業は24時間で、販売するのは「とくしま特選ブランド」に認定された「アイ杉原の赤卵」。板野郡上板町の養鶏農場で産まれた採れたて卵を網ネットに包んで販売しています。

種類はサイズと個数違いの3種類があり、アイ杉原オリジナルのたまごかけ醤油ボトルもラインナップ♪

超！新鮮な生卵を是非ご賞味ください！

お問い合わせ:088-622-4100(平日8時~17時)

販売メニュー

とくしま特選ブランド認定品！

アイ杉原の赤卵

- ☞ Lサイズ 15個入り 400円(税込み)
- ☞ Mサイズ 12個入り 300円(税込み)
- ☞ 小玉 MS 10個入り 200円(税込み)

たまごかけ醤油ボトル200ml 300円(税込み)

スモール M&A

最近、後継者不足などを背景に、中小企業でもM&Aが盛んに行われております。

中小企業のM&Aは規模が比較的小さくなるため、「スモールM&A」などと言われております。

M&Aは、会社の規模を大きくしたいとき、別業種に参入したいとき、あるいは会社存続を目指すときなどには有効な手段となり得えます。

私どもの事務所でも、「ちょっと話だけ…」といったニーズに対応することができますので、お気軽にお声掛けください。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁じております。内容には完全を期していますが、内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合にも、一切責任を負いません。また特定の商品やサービスを宣伝するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181